

九運旅二第131号
平成24年7月5日

一部改正 令和3年9月17日
一部改正 令和6年4月1日

各 運輸支局長 殿

九州運輸局自動車交通部長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く)におけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示について

標記について、管内における具体的な取扱いを下記のとおり定めたので通知する。

記

一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業限定及びハイヤー事業限定を除く)におけるユニバーサルデザインタクシー車両の車体表示

一般車両(一般の需要に応じることができる事業用自動車(ハイヤー車両及び特殊車両(一般車両以外の事業用自動車)は対象外)として使用する場合の表示事項及び表示方法等の取扱い

1.表示の対象となる車両及び表示すべきマークについて

- ①「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル2の認定を受けた一般車両については、別紙1に定める表示マークを表示するものとする。
- ②「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル1の認定を受けた一般車両については、別紙2に定める表示マークを表示するものとする。
- ③「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」においてレベル準1の認定を受けた一般車両については、別紙3に定める表示マークを表示するものとする。
- ④「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両については、別紙4に定める表示マークを表示することを推奨する。

2.表示マークの大きさについて

15cm四方以上とする。

3.表示位置について

窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に外部より見やすいように、塗装又はステッカーにて表示するものとする。

4.施行期日

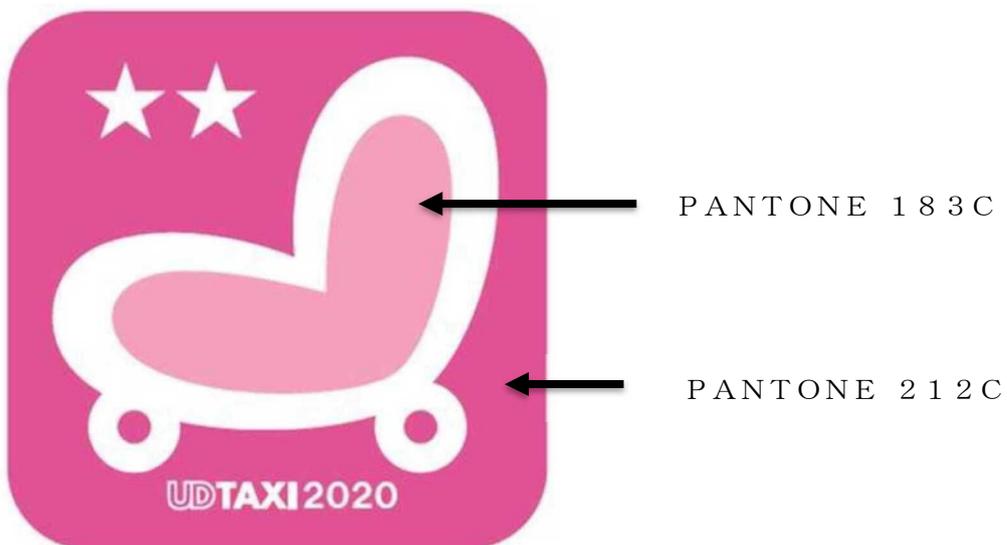
平成24年10月1日より施行する。

(別紙1)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年4月1日以降にレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



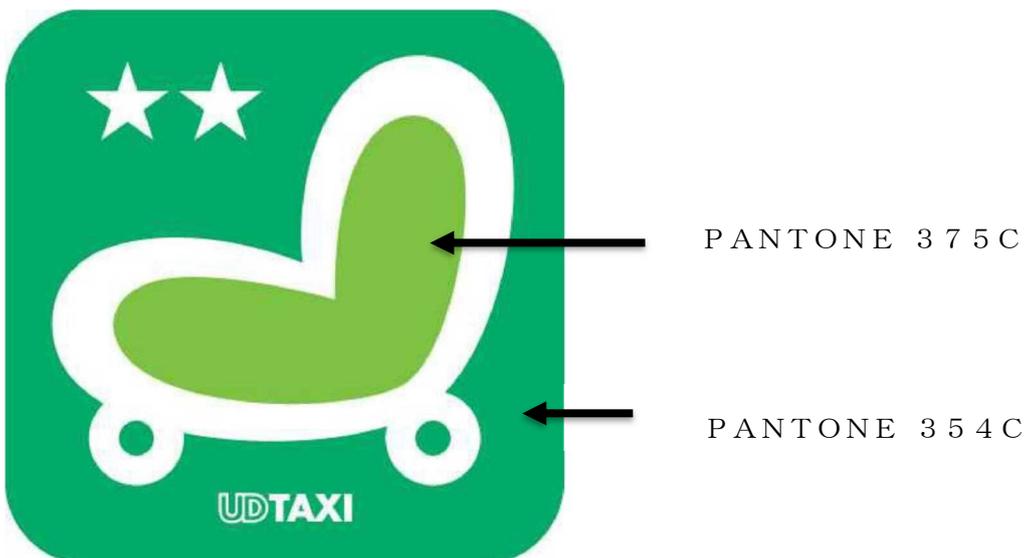
※配色について



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル2の認定を受けた一般車両用の表示マーク



※配色について

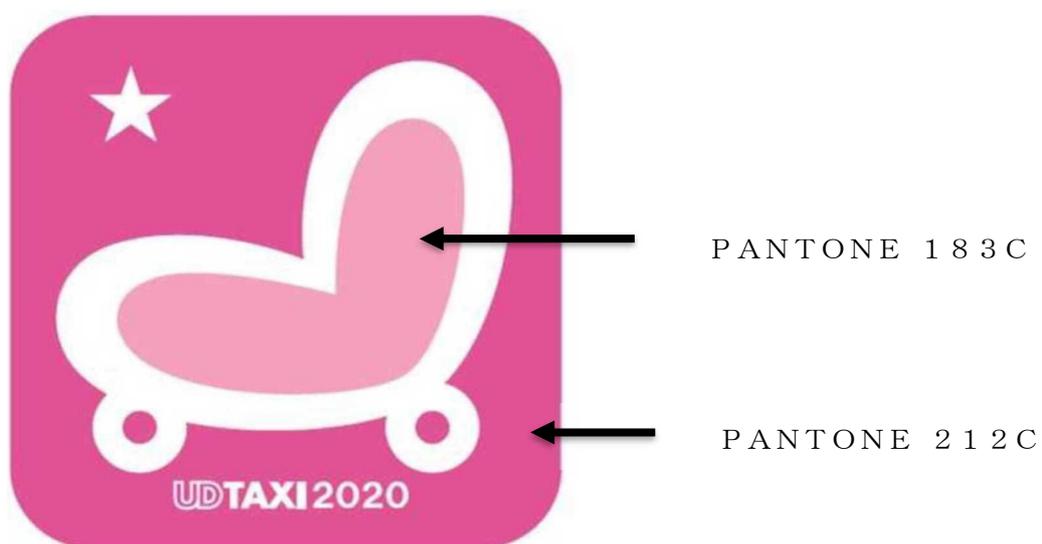


(別紙 2)

「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和 2 年 4 月 1 日以降にレベル 1 の認定を受けた一般車両用の表示マーク



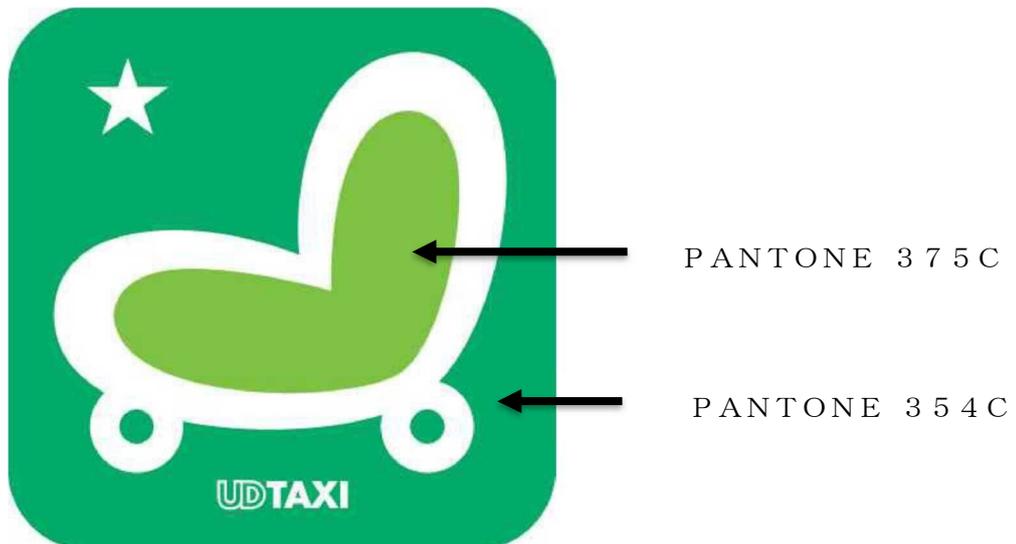
※配色について



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」において、令和2年3月31日までにレベル1の認定を受けた一般車両用の表示マーク



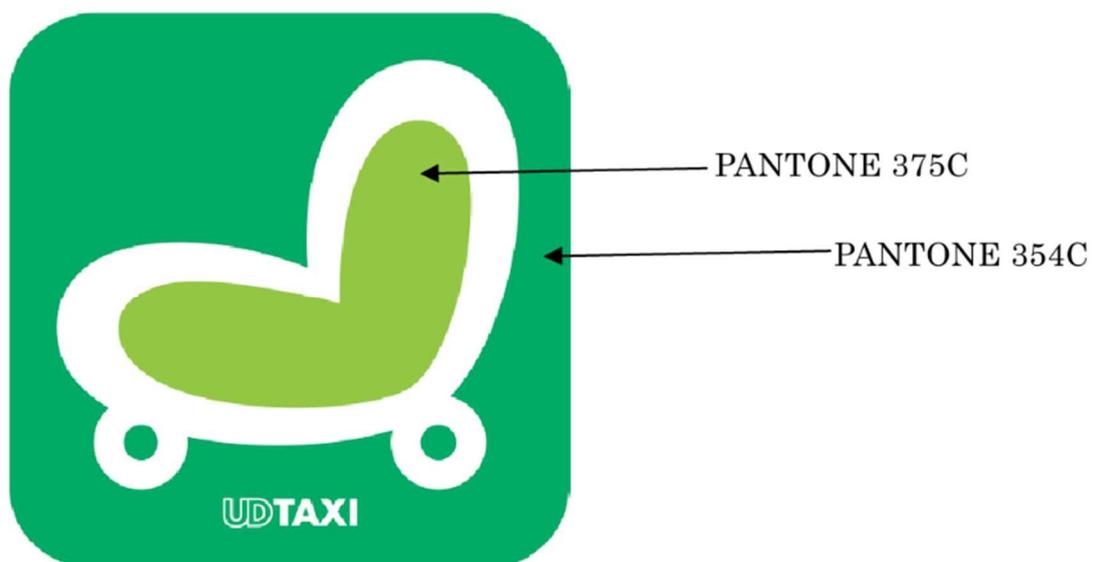
※配色について



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」(令和6年4月1日改正)において
レベル準1の認定を受けた一般車両の表示マーク



※配色について



「標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度」における認定を受けていない
車椅子用スロープ又はリフトを備えた一般車両用の表示マーク



PANTONE 293C